

Ⅱ 利用上の注意

- 1 この統計表は、総務省・経済産業省より公表された「平成28年経済センサス－活動調査（確報）」のうち、本県の結果をまとめたものである。
なお、平成29年6月に公表した速報結果とは数値が異なる場合がある。
- 2 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。
 - (1) 国及び地方公共団体の事業所
 - (2) 日本標準産業分類大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
 - (3) 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
 - (4) 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
 - (5) 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所
- 3 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値である。
- 4 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握ができないため、総務省が企業に関する集計の売上（収入）金額から算出した参考値を用いている。よって、この参考値は個々の事業所からの報告値ではない点に留意すること。
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- 5 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従業者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。
- 6 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

7 売上（収入）金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

8 調査票の欠損値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサスー活動調査、平成26年経済センサスー基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補正訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/hotei.pdf>

9 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

※ 「平成24年経済センサスー活動調査」結果と比較する場合の留意事項

(1) 消費税に係る集計上の取扱いの変更の影響

経済センサスー活動調査は、売上（収入）金額等の経理事項を原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答について、平成28年経済センサスー活動調査（以下「28調査」という。）においては消費税込みに補正して集計している一方、平成24年経済センサスー活動調査（以下「24調査」という。）においては補正せずそのまま集計しており、24調査結果は消費税込みの金額と消費税抜きの金額が混在した集計となっている。

このため、28年調査結果と24年調査結果を単純に比較した場合の変化には、24年調査結果に含まれていない消費税抜きデータに係る消費税額分の影響が含まれている。

(2) 消費税率の変更の影響

28年調査における経済活動の把握期間である平成27暦年と、24調査における把握期間である23暦年とでは、適用されている消費税率が異なっており、前者においては8%であるが、後者においては5%であった。

このため28調査結果と24年調査結果を単純比較した場合の変化には、消費税率の変更による影響が含まれている。

(3) 補定（補正訂正）処理の改善

28調査においては、結果精度の向上を図るため、欠測値等について、利用できる他の関連情報を活用し、統計的手法を用いた補定（補足訂正）を行っている。

このため28調査結果と24調査結果を単純比較した場合の変化には、補定処理による影響が含まれている。

